

「令和8年熊本地震」災害に対する賃借料減免措置の概要

令和8年8月25日
熊本県農業公社

1 趣 旨

令和8年熊本地震による被害は、8月7日に激甚災害として指定されるなど、平成28年熊本地震に匹敵するほど甚大な災害となっている。

今回の災害により、熊本県内の広範囲にわたって甚大な被害が発生し、多くの農業者が被災した。今後、資金繰りの悪化に伴い、農地の賃借料の支払いが困難となる事態も想定される。

そのため、今回は賃借料の減免措置を講じ、賃借人等の負担軽減を図り、被災者の復旧を後押しする。

2 支援措置

(1) 賃借料の減免措置

ア 令和8年度の措置

- 被害によって農作物の作付けができない場合や、収穫ができないことから、農作物等の収益が賃借料を下回る場合は、賃借料を減免する。

イ 令和9年度以降の措置

- 被害を受けた農地の復旧事業等により、令和9年度以降の作付けができない場合、賃借料を減免する。

ウ 賃貸人への支援

- 「令和8年熊本地震」は激甚災害に指定されたため、賃借人に対して全額免除や一部減額を実施した場合でも、賃貸人に対しては、当初予定どおり賃借料を支払う。

(※減免の取扱いについては「5 賃借料減免の取扱い」参照)

※原則として、3(3)事務手続きにおける協議の場合または申出の前に賃借人と賃貸人で協議を行い、契約の見直し(使用貸借への切替や減額)について検討を行う。

※賃借料の支払期限の繰り延べ(令和9年2月まで)については相談があれば応じる。

3 事務手続

(1) 減額請求等の照会

- 公社は、被災市町村に住所を有する賃借人及び被災市町村内に公社からの賃借農地を有する賃借人に対し、減額請求等の申し出の有無を直接照会

(2) 減額請求等の申し出の受付

- 減額請求等の申し出を行う賃借人は、申出書を市町村へ提出(9月30日期限)

(3) 現地確認及び当事者協議

- 公社は、申出書の提出を受け、賃借人、公社、賃貸人及び市町村又は農業委員会の立会いのもと、現地を確認のうえ現地確認書を作成
- 公社は、関係者との協議が整った場合、協議書を作成

(4) 県との協議及び結果通知

- 公社は、県と協議を行ったうえで、賃借料等を決定し、その結果を関係者に通知

4 主なスケジュール

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 県との協議・取扱要領の制定 | 8月下旬 |
| (2) 関係機関への周知 | 9月 |
| (3) 賃借人への減額請求等の照会 | 9月 |
| (4) 現地確認・協議書作成 | 9月から10月 |
| (5) 協議結果通知 | 11月上旬 |

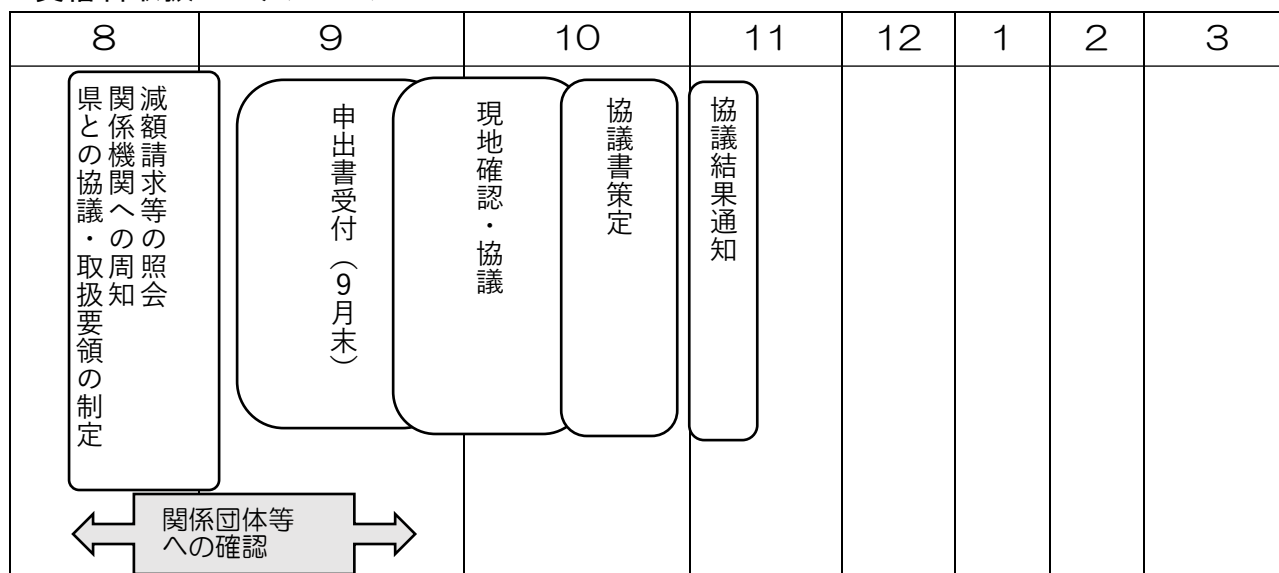
5 賃借料減免の取扱い

被災した農地の状況		収益（※）の状況	賃料の減免措置
今年度	作付けしているが被災により収穫できない	収益 > 賃借料	対象外
		収益 < 賃借料	一部減額または 全額免除
		収益がない	全額免除
	作付けできない		全額免除
次年度以降	復旧し作付けできる		対象外
	復旧工事等により作付けできない		全額免除

※対象農地は公社取扱い農地で、1筆毎で判定する。

※収益とは、水田活用の交付金等の合計額から県の指標を参考とした品目毎の経費を差し引いた金額（収穫ができないため、本年度の販売額は発生しないものとして扱う。）

6 賃借料取扱いスケジュール



※賃貸人への賃借料支払については農用地利用集積等促進計画の支払期限までに支払う。